

東浦町未移行幼稚園副食費補助金について

1 補助対象

以下の条件の全てに該当する小学校就学前子どもの保護者が対象です。

- (1) 町内に住所を有している満3歳以上の子どもであること。
- (2) 子ども・子育て支援法第30条の4各号(1号から3号まで)に掲げる子どもであって、その保護者が東浦町から施設等利用給付認定を受けていること。
- (3) 子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園を利用する者であって、次のアからウまでに掲げるものであること。

ア 保護者及び同一の世帯に属する者に係る町民税所得割合算額が77,101円未満である者

イ 認定子どものほかに小学校3年生以下の兄弟が同一世帯に2人以上いる者

ウ 保護者及び同一の世帯に属する者が町民税を課されない者に準ずる者(以下の者)

- ・町民税を免除された者
- ・生活保護法上の被保護者
- ・里親

※単身赴任等で別居する保護者がいる場合、その保護者の町民税所得割額も合計します。
※ひとり親等により、世帯収入が生活保護の最低基準を下回る場合は、同居の祖父母の町民税所得割額で判定します。

2 交付の対象等

交付の対象となる費用は、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園を利用した場合における食事の提供(副食の提供に限る。)に要する費用(以下「実費徴収額」という。)とします。

補助金の額は、保護者が実際に支払うべき実費徴収額とし、子ども1人当たり月額4,900円を上限とします。

3 申請から交付までの流れ

補助金の申請から交付までの流れについて、以下の順で行います。

- (1) 申請 申請に必要な書類を提出します。
- (2) 審査 申請内容について審査を受けます。
- (3) 交付決定/却下決定 決定通知書が送付されます。
- (4) 請求 請求に必要な書類を提出します。
- (5) 支払い 請求書提出後30日以内に補助金が支払われます。

4 提出書類

(1) 申請に必要な書類

ア 東浦町未移行幼稚園副食費補助金交付申請書

(※1) 申請保護者が交付決定保護者及び振込先口座名義人となります。

イ 実際に支払った実費徴収額を証明する書類(領収証の写し等)

ウ 令和7年度市町村民税の課税額が分かるもの(前住所地の市町村が発行する課税証明書又は課税通知書)【令和7年1月1日に東浦町に住所がない方のみ】

エ 生活保護法上の被保護者・里親を証明する書類【該当者のみ】

(※2) 当該年度の3月末までに申請すること。なお、3月分の実費徴収額を証明する書類が発行されていない場合は、請求書等の写しを提出すること(後日請求の際、領収証の写しを提出すること)。

(2) 請求に必要な書類

ア 東浦町未移行幼稚園副食費補助金交付請求書

イ その他(請求者の振り込み口座が分かるもの)

(※1・2) 当年度の3月末までに申請書の提出を行い、翌年度の4月末までに請求すること(それ以外の期間は不可)。

○問い合わせ

東浦町役場こども未来部子育て支援課保育係(0562-83-3111)